

「砥部町公共下水道に関する各条例・規則（案）」へのご意見とこれに対する町の考え方

意見提出者 2名

いただいたご意見	ご意見に対する町の考え方
下水道条例第4条に「1年以内に当該排水設備を設置しなければならない」とありますが、具体的な根拠を示してください。	下水道法第10条第1項では、特別の事情を除き、公共下水道の供用が開始された区域においては、遅滞なく公共下水道を利用するための排水設備を設置しなければならないとされています。 このことから町としては、1年以内での排水設備の設置としています。

※ 公共下水道に関する各条例・規則（案）に関係のないご意見については、掲載を省略させていただきます。